

『隋書』經籍志史部と『史通』雜述篇

古 勝 隆 一

序

第一節 源流を追究する思想

第二節 『隋書』經籍志史部に見える史の源流

第三節 劉知幾による史書の十分類

第四節 「雜述」諸書はなぜ必要か

むすび

序

清の章學誠は「校讎の義」、すなわち劉向・劉歆父子に始まる目錄學の意義について、「學術を辨章し、源流を考鏡す」といった。^①第一の「學術を辨章する」ことは、書物の分類に他ならず、十分にその意義は理解されているが、目錄學をして單なる分類の學を超えた「學術の史」たらしめているのは、第二の「源流を考鏡する」精神である。劉向に始まり章學

誠に到る中國の目錄學史の眞骨頂は、まさにこの「源流」を求める精神にある。

劉向父子による校書と目錄編纂の水準があまりにも高かったため、劉向校書は、目錄學の出發點であると同時に到達點であるとも考えられてきた。多くの目錄學概説、及び目錄學史においては、劉向父子の校書が大きな紙幅を割いて説明される一方、それ以降の目錄家に對する評價は概して低い。劉向校書を目錄學の頂點と見なして、それ以後の目錄學の展開とは、そこからの離脱であり下降である、という見方が根強く存在する。

そのような目錄學史に對する見方が優勢であるにもかかわらず、六朝目錄における「史部」の創設は、しばしば注目を集める。^②『太史公書』(『史記』)は、劉歆の『七略』において「六藝略」に屬しており、獨立した分類をもちえなかったが、四部分類中に史部の門が構えられ、そこに落ち着く場所を得たわけである。單に『七略』の分類に因循するだけでなく、魏晉時代に隆盛を迎えた史學の書物のために新たな部を作った創意が、評價されている。

四部分類は、西晉の荀勗の『中經新簿』が書物を甲部(後の經部)・乙部(後の子部)・丙部(後の史部)・丁部(後の集部)に分けたのに遡ると言われるが、六朝期の目錄書はほとんど亡佚しており、現在見られるのは『隋書』經籍志(以下、「隋志」と略稱)ただ一つであり、各部・各類の小序が備わっているのも、この隋志のみである。

「源流を考鏡す」という學術行爲は、目錄書において、小序というかたちで發揮される。そのため、史部の「源流」を考える際、重要な資料はやはり隋志ということになる。

しかしながら、「源流を考鏡する」學術行爲は、決して目錄書においてのみ表現されるわけではない。たとえば『文心雕龍』や『史通』といった書物は、それぞれ學術の源流を深く考察している。本稿では、特に「史部の源流を考える」という一點において、隋志史部と劉知幾『史通』とを取り上げて、互いに比較することとしたい。

目錄學の立場から劉知幾を検討したものととして、内藤湖南「支那目錄學」がある。湖南は『史通』の第一篇たる六家篇

に見える、六家（尚書家・春秋家・左傳家・國語家・史記家・漢書家）の分類を紹介して、次のように論じた。

この時「引用者注…劉知幾が『史通』を書いた武后（武后）期頃」は既に隋書經籍志もあり、七錄もあり、色々の目錄に關する本があり、大體史部の分け方はほぼ一定してゐたが、劉知幾は自己の考へで別な分類法を考へたのである。これは書籍の内容よりは、歴史を編纂する主義の如何よりして分類したものである。内容よりの分類は隋志で十分であるが、彼は歴史の本質を考へ、その主義を見たのである。……。大體以上の如く六家に分けたが、これは歴史を作る人の主義より云へば、かかる分ち方も必要であるが、現存せる書籍の分類としては不便であるから、——勿論劉氏は目錄學のために考へたのではないが——他には採用されなかつた。しかし隋史で書籍の内容に關する目錄が出來るとともに、編纂の主義より來る分類が唐初に考へられたことは、目錄學上參考すべきことである。⁴⁾

湖南は「隋書經籍志もあり、七錄もあり、色々の目錄に關する本があり、大體史部の分け方はほぼ一定してゐたが、劉知幾は自己の考へで別な分類法を考へた」といい、六家篇を検討した。しかしながら、『史通』を目錄學的に論ずるならば、六家篇のほかに雜述篇の検討が必要であるが、それについての言及はない。

一方、史部の目錄學に關する專著として、古くは民國時代に出た鄭鶴聲編『中國史部目錄學』⁵⁾、近くは陳秉才・王錦貴『中國歷史書籍目錄學』⁶⁾があり、ともに劉知幾の分類に觸れている。

前者、『中國史部目錄學』は、關連資料をよく集めており、その第七章「史部分類說」において、劉知幾の史書分類について述べ、劉知幾が史書を「正史」と「雜記」とに分け、雜記については雜述篇において詳述していることに注意が向けられている。雜述篇の文章もつぶさに引用されているが、殘念ながら論評が加えられていない。

後者、『中國歷史書籍目錄學』は、第四章「中國史籍分類趨勢」の第一節「中國非正統史籍分類思想」において劉知幾を取り上げている。「正統的な分類」を打破する革新的な分類として、劉知幾と章學誠の二人の分類が論じられているのであ

るが、本論において論じるとおり、章學誠はともかく、劉知幾の分類思想は、隋唐時代の分類思想とよく符合するものであり、「非正統」などというレッテル貼りは、的を外したものである。

一方、魏晉時代に隆盛を迎えた新しい史學と史書執筆の機運とを、漢代から唐代にかけての學術史に位置づけた、特筆すべき研究として遼耀東『魏晉史學的思想與社會基礎』がある。^⑧特に、その第一章「『隋書・經籍志・史部』形成的歷程」と第二章「『隋書・經籍志・史部』及其『雜傳類』的分析」は、『隋書』經籍志と『史通』とを視野におさめており、『史通』の目錄學を考察するために不可欠の先行研究であるといえる。

本稿では、『史通』を目錄學的に論ずるべく、主にその雜述篇に焦點を合わせ、それが『七錄』記傳錄や『隋書』經籍志、史部といった、先行の史書分類と、どのような關係にあるのかを検討する。まず第一節において、學問の源流を追究する思想が、目錄學とどのように關わって展開したのかを論ずる。第二節においては、隋志史部の書物觀を論じ、第三節においては雜述篇の分類の内容を明らかにし、その上で第四節において雜述篇にこめられた劉知幾の意圖を指摘したい。

第一節 源流を追究する思想

内藤湖南は、その講義、「支那目錄學」において、「漢代までの支那の學問を總括して考へたものに、二通りの種類がある。一は司馬遷の史記で、一は二劉の學である」といった。春秋戰國時代に成熟した中國文化の總括こそ、司馬遷の學問であり、劉向・劉歆の學問であると考えたのである。湖南によると、司馬遷の學問とは、以下のようなものであった。

あらゆる學問の中で、最も總括的な最大の學問は史學であつて、史學は世の中を經綸する學問であり、史學が古來から漢代までの學問の關係を知る學問であるとし、この根本の古今一貫した學問を知れば、當時世に残つてゐる書籍

はそれによつて總括せられ、色々の本はあつても、その全體に關係があり、世の中の經綸に役立つといふ考へで史記を書いたのである。

では、一方の劉向の學問はどうか。

二劉はこれと異り、司馬遷が史記に載せないで、そのままにして世間に残しておいたその方を全體に總括したのである。これは一書毎に解題を作り、その由來・主張・得失を一一の本について書き、之を子目ごとに一纏めにし、更にそれを一纏めにして六略の各部類とし、全體を六略とし、その六略の上に輯略を作つて全體を總論した。即ち各々の本の部分的方面より見て行き、最後に總括されたところで、人間の思想・技術が古來如何に動いたかを見たのである。即ち司馬遷の残した部分的のものを一つに纏めた。當時の學としては、司馬遷の如く歴史の中心から總括したものと、二劉の如く各部分より總括したものと、この兩方より見て全體の學問が分るのである。

以上のように、司馬遷と劉向とを對比した上で、『史記』と『七略』の意義を「この二書は、漢代の最大の學術的收穫で、これだけで支那の學術は盡きてゐると云つてもよい。その後、書籍も色々出來、分類法も色々變つたが、全體に於てこの二大學問の流れに過ぎぬ」と總括した。

中國史において、前漢という時代がもっている特別な意味を湖南は指摘しており、中國文化の第一の總括がここで徹底に行われ、後世においても、この枠組みが有力に機能した、と考える。それと同時に、中國の傳統學術がもっていた特徴的な傾向、すなわち司馬遷の史學と劉向的文獻學への依存が、學問を支える二本柱になっていると、主張するのである。

湖南は、劉向父子の目錄學の特色を「書籍の歴史的な排列法、分類法」という點に見いだし、次のように説明する。

全體の總論的なこととしては、書籍の歴史的な排列法、分類法の取られてゐることである。それは本の出來た時代の順に書くといふことではない。歴史的なりといふ意味は、大體、本の出來て來る由來から分類の仕方考へたこと

である。經書を六藝その他に分けるのは勿論、最も骨を折ったのは、諸子略の儒家以下九流について書いたことである。勿論六藝でも、易は如何にして出来たか、書は昔如何なる種類のものがそれらに纏まったかといふ風に由來を説いてゐるが、殊に九流では、九流が悉く昔の官師から出たことを説いてゐる。例へば、儒家は司徒の官に出づ、道家は史官に出づとあり、その外、陰陽家は羲和の官（天文の官）に出で、法家は理官（裁判官）に出で、名家は禮官（禮儀を司る。名と實とを合致せしむるを職とす）に出づといふやうに、すべて昔の官職に歸することを論じてゐる。かくの如く學問を歴史的に考へるのが二劉の學の特色である。

湖南のいう「歴史的」とは、漢代に存在した書物を、古代の事實との関連、特に古代國家の官職との関連において考察する態度を指している。

また湖南によると、劉向父子は「六藝の書のみは、古のものをそのまま傳へてゐるので、歴史的に考へて誤りなく、手を入れずに傳へられてゐる」と考え、「九流の書は、各の説を主張する爲めに、その材料を誇張變形して傳へてゐる」と考えたという。^⑨この場合の「歴史的」というのも、古代の事實と書物とが何らかの關係を持っている、と劉向父子が想定したことを指すものと考えられる。

内藤湖南による、劉向父子の書物觀についての理解は、まことに卓見であると思うが、ただそれを「歴史的」と表現したのは漠然としすぎており、私としては「古代に源（源）を求め、そこから今に至る流れ（流）を追う思想」である、と考えたい。^⑩まさに「源流を考鏡する」思想である。そうすることで、この考え方を對象として取り扱うことが可能となる。

劉向・劉歆父子の源流探究とはどのようなものであったか。ここでは『漢書』藝文志諸子略、道家の小序を引いて、その代表としておく。^⑪

道家者流は、蓋し史官より出づ。成敗存亡禍福古今の道を歴記し、然る後に要を秉り本を執るを知り、清虛以て自

ら守り、卑弱以て自ら持し、此れ人に君たり南面するの術也。堯の克攘、『易』の嘽嘽に合し、一たび謙して四を益するは、此れ其の長ずる所也。放者之を爲すに及びては、則ち禮學を絶ち去り、仁義を兼ね棄てんと欲し、曰く獨り清虚に任じ、以て治を爲すべし、と。¹²⁾

この短い概括の中に、道家の源を「史官」と説き、その思想を「人に君たり南面するの術」と述べ、さらにその長所を「一たび謙して四を益す」と評價し、「放者之を爲すに及びては」以下には、その短所をもあわせて指摘する。これが劉歆の考えた道家の源、ならびに（彼にとっての）今につながる、思想の流れであった。

道家の小序に代表される、漢志、諸子略のそれぞれの小序を二點にまとめると、第一に、源流を探究し、第二に長所と短所を指摘した、と言える。第二の點についていうと、これは、司馬談「六家之要指」に由來する諸子觀であり、これを劉歆『七略』が吸収したものである。¹³⁾

この古代に源流を探る思想は、かつて吉川幸次郎の説いた「古代尊重の思想」と密接な関わりがある。論文「支那に於ける古代尊重の思想」において、「價値の基準が時間（引用者…時代の古さ）に置かれる以上、より古き生活こそ、より倫理的であるという認識が発生し易い」といい、「人間の生活は、次第に正しい形を失ってゆくという思想」といったが、單に「中國人は古代を尊重する思想を持つ」という一點を指摘したのみではない。古代と今とが連續する感覺を「後王」思想という形で表現した荀子、「江河日びに下る」「淳風既に漓うすうして」ということを愛用しながらも、「現在の生活を古代の生活へ復そう」という意識は、ほとんど認められない「中世」「復古」への意識を強くしたばかりに古代と今との乖離に苦しみ、逆に窮屈な世を作ってしまった近世、と、中國史に脈打つ古代への意識を生き生きと描き出した。

現在に至るまで、中國文化圈の學者たちは、中國は古代以來、悠久の歴史を有し、ということをししばしば口にするが、これも「古代に淵源を探る思想」の一種であると言えよう。現在に存在している事物・現象につき、時間を経ると、それ

ぞれ古代に源があると考えるわけである。ここに源流という水の流れの譬喩が用いられていることは、殊に興味深い。

劉歆『七略』が示したような、源を探り今に至る流れを追う、という學問觀が、隋唐時代の目錄學に決定的な影響を與えたことは、容易に想像できる。以下に續く節において、學問の源流を考える思想が、どのように『隋書』經籍志ならびに『史通』に現れているのかを検討する。

その際、特に問題となるのは、魏晉以降に新たに臺頭してきた學問について、どのように取り扱うべきか、という點である。『四庫全書總目提要』卷百十五、子部譜錄類序には、次のようにある。

古人の學問、各おの専門を守り、其の著述は具さに源流有り、配隸すること易し。六朝以後、作者漸く新裁を出だし、體例は多く創造に由り、古來の舊目、遂に該すること能わ¹⁵ず。

直接的には譜錄を語ったものであるが、ここに説かれた「六朝以後、作者漸く新裁を出だし、體例は多く創造に由る」というのは、學術史の事實である。その最たるものが、史書であろう。新しい學問は、傳統を缺くからこそ新しいのである、「源流」を見いだすことなど、果たしてできるのか。隋志、『史通』の聲を聞くこととしたい。

第二節 『隋書』經籍志史部に見える史の源流

『四庫全書總目提要』卷四十五「隋書提要」に、『隋書』經籍志を評して「惟だ經籍志のみ編次に法無く、經學の源流を述べて、毎に舛誤多し。……十志の中に在りて最も下爲り。然れども後漢以後の藝文は、惟だ是に藉りて以て源流を考見し、眞僞を辨別す、亦た小疵を以て病と爲さず」という。¹⁶

「十志の中に在りて最も下爲り」という低い評價と、「後漢以後の藝文は、惟だ是に藉りて以て源流を考見し、眞僞を辨

別す」という高い評價とが、果たして兩立しうるものなのか、疑問があるが、ここでは後者の評價に焦點を當てて考えた。すなわち、後漢以降に發達してきた新しい學問について言うならば、隋志こそ「源流を考見し、眞僞を辨別する」よすがとなる、というわけである。

後漢以降に發達してきた新しい學問の代表的なものが、史學である。魏晉以降に特に發展した史學と、漢代以前の「史」による著作とを、同一の「史學」として取り扱ってよいか否かについては、もちろん問題がある。しかし上述のとおり、中國の思惟とは、淵源にまで遡及することを欲するものであったから、魏晉以降の史學についても古代に淵源が求められたのは、當然である。

隋志の各部各類には、それぞれ小序を付けてある。小序とは、それぞれの學術の源からその後の展開までを略述した、學術と書物の解説であり、『漢書』藝文志に淵源をもつ。漢志ですでに分類が立てられたものについて、隋志の小序はおおむね漢志のそれを踏襲し、漢志以後の展開を付け加える程度であるが、史部の場合、それですますことは不可能であった。どうしても獨自に「源流」を求め、學術の歴史をつづる必要があったのである。隋志の史部に付けられた小序は、次のように語り出されている。

夫れ史官なる者は、必ず博聞強識、疏通知遠の士を求め、其の位に居ら使め、百官衆職、咸な焉を貳くる所なり。是の故に前言往行、識らざるは無き也、天文地理、察せざるは無き也、人事の紀、達せざるは無き也。内に八柄を掌り、以て王治を詔げ、外に六典を執り、以て官政を逆う。美を書きて以て善を彰かし、惡を記して以て戒を垂れ、神化を範圍し、令德を昭明し、聖人の至蹟を窮め、一代の躋躋を詳らかにす。

いにしへの「史官」は、有能な人物を求め、重大な職務を委ねた、と説く。「内掌八柄、以詔王治」は、『周禮』春官、内史の「内史掌王之八枋之灋、以詔王治。一曰爵、二曰祿、三曰廢、四曰置、五曰殺、六曰生、七曰豫、八曰奪」を引い

たもの、そして「外執六典、以逆官政」とは、『周禮』春官、大史の「大史掌建邦之六典、以逆邦國之治。掌灋、以逆官府之治。掌則、以逆都鄙之治」を引いたもの。『周禮』の「内史」職と「大史」職とに、史部の書の「源」を求めたことが見て取れる。⁽¹⁸⁾

その後、隋志、史部の小序は、次のように文をつなぐ。

史官の廢絶して自り久しきかな、漢氏頗る其の舊に循い、班・馬之に因る。魏晉已來、其の道は逾いよ替う。⁽¹⁹⁾
 ……。是に於て尸素の儔、延閣の上に衡を^{まゆ}盪げ、立言の士、蓬茨の下に翰を^{ふで}揮う。一代の記、數十家に至り、傳説は同じからず、聞見は舛駁たり、理は中庸を失い、辭は體要に乖く。允恭の徳をして、典墳に闕くこと有らしめ、忠肅の才をして、簡策に傳わらざら令むを致す。斯れ蔽爲る所以也。班固は『史記』を以て『春秋』に附す、今其の事類を開き、凡そ十三種、別に史部と爲す。⁽²⁰⁾

周の官としての「史官」が廢れた後、漢代において、司馬遷・班固は何とかいにしえの道に従ったが、魏晉以降はますます衰えた、という。前述したように、中世においては「江河日びに下る」「淳風既に漓うして」という表現がしきりに用いられた、と吉川幸次郎は語ったが、この隋志に言われる「魏晉已來、其の道は逾いよ替う」と、まさに同軌である。實態としては、魏晉以來、史學の著作が日に日に増えていく隆盛期を迎えたにも関わらず、隋志が執筆された唐初の時代精神は、古代からの離脱・乖離という表現をとらせたのである。

隋志は史部をさらに下位分類し、十三の類を設けた。第一「正史類」、第二「古史類」、第三「雜史類」、第四「霸史類」、第五「起居注類」、第六「舊事類」、第七「職官類」、第八「儀注類」、第九「刑法類」、第十「雜傳類」、第十一「地理類」、第十二「譜系類」、第十三「簿錄類」がそれである。⁽²¹⁾ それぞれの類に小序が付されており、それらはいずれも入念に「源流」を追っている。ここでは、古史類と起居注類とを例にとってみる。

古史類には、荀悅『漢紀』三十卷、袁宏『後漢紀』三十卷など、編年體の史書を收める。その隋志古史類小序には、次のようにいう。

史官の放絶されて自り、作者は相い承け、皆な班・馬を以て準と爲す。漢の獻帝典籍を雅好して起^より、班固『漢書』の文繁にして省難^みきを以て、潁川の荀悅に命じて『春秋』『左傳』の體を作らしめ、『漢紀』三十篇を爲す。言は約にして事は詳らか、辯論美多く、大いに世に行なわる。⁽²²⁾

後漢の獻帝が、『漢書』を読みやすくするために、荀悅に命じて『漢紀』三十篇を作らせた。採用されたのは、『春秋』『左傳』の體裁であつた。單純明快な編年體の由來である。しかし、隋志の編者はそこで筆を止めることはなく、西晉の太康年間に發見された汲冢書へと話題を進める。

晉の太康元年に至り、汲郡の人、魏の襄王の冢を發き、古の竹簡の書を得るに、字は皆な科斗なり。冢を發く者、以て意を爲さず、往往にして散亂す。帝中書監の荀勗・令の和嶠に命じて、撰次して十五部、八十七卷と爲さしむ。……『紀年』は皆な夏正建寅の月を用いて歲首と爲し、夏・殷・周三代の王事自り起し、諸侯の國別無し。唯だ特^{ひと}り晉國を記するに、殤叔自り起し、次いで文侯・昭侯、以て曲沃莊伯に至り、晉國の滅するに盡く。獨り魏事を記し、下魏の哀王に至り、之を「今王」と謂う。蓋し魏國の史記也。其の著書は皆な編年もて相い次し、文意は大いに『春秋經』に似る。諸の記す所の事は、多く『春秋』『左氏』と扶同す。學者之に因り、以爲えらく『春秋』は則ち古えの史記の正法なりと、著述する所有るに、多く『春秋』の體に依る。今ま其の世代に依り、編みて之を敘し、以て作者の別を見わし、之を古史と謂う。⁽²³⁾

この長々とした汲冢書『紀年』の説明は、何を意味するのであろうか。ことばを換えて言うと、簡單に「編年體は『春秋』に則る」と言わないのは、なぜか。

第一の理由は、隋志の編者が、魯の國史たる『春秋』よりも、さらに古い源を探ろうとしているからである。『竹書紀年』は、『春秋』よりもさらに時代の下る、戰國時代の史書に過ぎぬが、「夏正建寅の月を用いて歳首と爲し、夏・殷・周三代の王事自り起し、諸侯の國別無し」とあるとおり、中國が分裂する以前、夏から西周に至る記録を、夏の曆によって書いてあった。この『竹書紀年』の出現によって、はじめて「學者之に因り、以爲えらく『春秋』は則ち古えの史記の正法なり」とする、『春秋』の正しさに對する再認識の機運が生じた、と述べるのである。

第二の理由として、目錄を編んだ場合、荀悅『漢紀』を古史類の筆頭に立てる事態を避けたいという意圖がはたらいたことが想像される。『春秋』は當然のことながら經部に收まるから、史部古史類の筆頭は『漢紀』とせざるを得ない。源流を古代に求める思想から言つと、後漢末の著作を筆頭に立てるのは、望ましくないことである。そこで『竹書紀年』から續くという編年體の史書の系譜が考案され、それに「古史」の名が與えられた、と考えられる。

古史類のみならず、「源流」を強く求める同様の姿勢が、起居注類小序にもうかがえる。

起居注なる者は、人君の言行動止の事を録紀す。『春秋傳』に曰く「君の擧は必ず書す。書して法ならざれば、後嗣何をか觀ん」と。『周官』に、内史は王の命を掌り、遂に其の副を書して之を藏す、是れ其の職也。漢の武帝に『禁中起居注』有り、後漢の明德馬后は『明帝起居注』を撰す、然らば則ち漢時の起居、宮中に在りて、女史の職爲るに似たり。然れども皆な零落し、復た知るべからず。

今の存する者、漢の獻帝、及び晉代已來の起居注有り、皆な近侍の臣の録する所なり。

晉時、又た汲冢書を得、『穆天子傳』有り、體制は今の起居と正に同じ、蓋し周時の内史の記する所の王命の副也。近代已來、別に其の職有り、事は「百官志」に在り。今ま其の先後に依り、編みて之を次す。²⁴⁾

ここに『春秋傳』に曰く」として引くのは、『春秋左氏傳』莊公二十三年の傳の語。一方、「周官」として引くのは、『周

『禮』春官、內史に「內史掌書王命、遂貳之」とあるのがそれであるが、賈疏に「謂王有詔敕頒之事、則當副寫一通、藏之以待勘校也」というように、「王命」は詔敕の類らしく、別に起居注と關係があるようには見えない。しかし、單に前漢の武帝・後漢の明帝の起居注がかつて存在したことを指摘するのみでは、「源」をつきとめたことにはならない。そこで、周の官制中の「內史」が起居注と關連づけられているのである。

『左傳』と『周禮』という經學上の傍證はともかく、目錄上に記載しうる、直接的な起居注の祖先はないのか。その疑問に答えるために、古史類の時と同様に持ち出されたのが、汲冢書である。

以上見てきたとおり、隋志史部の各小序においては、史書それぞれにつき、強く「源」が求められている。それは、史部小序、古史類小序、起居注類小序に限らず、すべての小序に共通する傾向でもある。「源」は、周の官制の中に求められ、場合によっては、「三代」さえも意識されたのである。

本節の末に、隋志史部と先行目錄との關係について一言する。隋志史部の成立は、まず魏の鄭默『中經簿』、あるいは西晉の荀勗『中經新簿』に遡る四部分類の系譜に位置づけることができる。梁の阮孝緒「古今書最」(『廣弘明集』卷三)には、『晉中經簿』以下、『晉元帝書目』、『晉義熙四年祕閣四部目錄』、『宋元嘉八年祕閣四部目錄』、『宋元徽元年祕閣四部書目錄』、『齊永明元年祕閣四部書目錄』、『梁天監四年文德正御四部及術數書目錄』という、四部書目を列舉し、また梁の祕閣にも「四部書」の目錄があったことも傳えている。西晉以降、祕閣の圖書が四部分類されており、當然、史部か、それに相當する部が存在したことも分かる。また、かつて宇都宮清吉が指摘したとおり、顏之推「觀我生賦」の自注によると、梁の元帝の江陵政權においても、四部分類による圖書整理が行われた²⁵。

しかしこれら祕閣書目やそれに類する書目において、たとえば史部の内部がどのように下位分類されていたのかまでは

分らない。

一方、『廣弘明集』卷三に、その序文が收められる阮孝緒『七錄』については、分類の詳細がよく分かる。『七錄』は、全體を内篇と外篇に分ち、内篇は經典錄・記傳錄・子兵錄・文集錄・術技錄、外篇は佛法錄・仙道錄からなる、七部分類の書目であった。序文には、劉歆『七略』と王儉『七志』をもととして『七錄』の分類を作ったことが書かれており、記傳錄については次のように語られている。

劉(歆)・王(儉)並びに衆史を以て『春秋』に合す。劉氏の世、史書は甚だ寡く、『春秋』に附見するは、誠に其の例を得るも、今ま衆家の記傳、經典に倍するに、猶お此の志に従うは、實に繁蕪爲り。且つ『七略』詩賦、六藝諸部に従わざるは、蓋し其の書既に多きに由り、所以に別に一略を爲す。今ま擬えて斯の例に依り、分かちて衆史を出だし、記傳錄を序して内篇第二と爲す。²⁶⁾

さらに記傳錄が、次の十三部からなることが、その目録から知られる。(一)國史部、(二)注歷部、(三)舊事部、(四)職官部、(五)儀典部、(六)法制部、(七)僞史部、(八)雜傳部、(九)鬼神部、(一〇)土地部、(一一)譜狀部、(一二)簿錄部。

上述したとおり、『隋書』經籍志、史部は次の十三類に分かれている。(一)正史類、(二)古史類、(三)雜史類、(四)霸史類、(五)起居注類、(六)舊事類、(七)職官類、(八)儀注類、(九)刑法類、(十)雜傳類、(十一)地理類、(十二)譜系類、(十三)簿錄類。

一見して了解されるとおり、『七錄』記傳錄と隋志史部の分類の基本的な共通性は明白であり、これについては内藤湖南も指摘しており、邊耀東『隋書・經籍志・史部』形成の歷程」も詳しく兩者をつきあわせている。²⁷⁾ただ、他の南北朝の目録における史部の下位分類が知られていない以上、史部の下位分類について、隋志が『七錄』を襲ったと決めることは難

しい。⁽²⁸⁾

「源流」を探った隋志の小序が、『七錄』のそれと繼承關係を持つものなのか否かについても、斷定は避けるべきであろう。『七錄』は十二卷という、目錄書としては分量の少なくないものであったから、それぞれの分類に小序が付けられていた可能性が高いが、残念ながら、これ以上、隋志の小序への影響を述べることができない。

第三節 劉知幾による史書の十分類

『史通』内篇における劉知幾の最大の眼目は、よき正史をめぐる考察である。その内篇中において、雜述篇はいささか異色の篇であるといえよう。第一篇たる六家篇以來、あるべき正史の姿とその執筆方法を述べ來たった劉知幾は、第三十四篇にあたるこの雜述篇で、あえて正史以外の史書に焦點を當てているからである。⁽²⁹⁾ 雜述篇は、次のように始まる。

昔在^{むかし}『三墳』『五典』『春秋』『檮杌』、即ち上代帝王の書、中古の諸侯の記にして、諸を歷代に行い以て格言と爲す。其餘の外傳は、則ち神農、藥を嘗め厥れ『本草』有り、夏禹、土を敷き實に『山經』を著し、『世本』姓を辨ずるは周室自り著われ、『家語』言を載するは諸を孔氏より傳う。是に知る、偏記小説、自ら一家を成し、而して能く正史と參行するを。其の從りて來たる所、尙しきかな。

爰に近古に及び、斯の道漸く煩たり。史氏の流別、途を殊にして竝びに驚く。^か 権りて論を爲すに、其の流に有十り。一に曰く偏記、二に曰く小錄、三に曰く逸事、四に曰く瑣言、五に曰く郡書、六に曰く家史、七に曰く別傳、八に曰く雜記、九に曰く地理書、十に曰く都邑簿なり。⁽³⁰⁾

ここで劉知幾は、正統的な書物である『三墳』『五典』『春秋』『檮杌』と對置する形で、古い起源を持ちはするが、正統

的でない書物として、『神農本草經』『山海經』『世本』『孔子家語』の諸書を「偏記小説」として挙げた。これが「源」である。これらは當然、正統的な史書ではないものの、「自ら一家を成し、而して能く正史と參行す」という。そこに「近古」に入つて新たに増加した「史氏の流別」の、限定的な存在意義が生まれる。その「近古」における「史氏の流別」は、以下の十類に分けられた。(一) 偏記、(二) 小録、(三) 逸事、(四) 瑣言、(五) 郡書、(六) 家史、(七) 別傳、(八) 雜記、(九) 地理書、(十) 都邑簿。

この十類を、劉知幾はさらに詳しく検討してゆく。

(一) 夫れ皇王の命を受くるや、始め有り卒り有り、作者著述し、詳略均しきこと難し。權に當時を記し、一代を終えざる有り。陸賈『楚漢春秋』、樂資『山陽載記』、王韶『晉安紀』、姚最『梁後略』の若きは、此を之偏記と謂う者也。

(二) 普天率土、人物弘多たり、其の行事を求むるに、能く周悉すること罕なり。則ち獨り知る所を挙げ、編みて短部と爲す有り。戴逵『竹林名士』、王粲『漢末英雄』、蕭世誠『懷舊志』、盧子行『知己傳』の若きは、此を之小録と謂う者也。

(三) 國史の任、事を記し言を記するも、視聽は該わず、必ず遺逸有り。是に於て好奇の士、其の亡う所を補う。和嶠『汲冢紀年』、葛洪『西京雜記』、顧協『瑣語』、謝綽『拾遺』の若きは、此を之逸事と謂う者也。

(四) 街談巷議は、時に觀るべき有り、小説^{こせつ}^{こせつ}言も、猶お已むに賢れり。故に好事の君子、諸を棄つる所無し。劉義慶『世說』、裴榮期『語林』、孔思尚『語錄』、陽玠松『談藪』の若きは、此を之瑣言と謂う者也。

(五) 汝潁の奇士、江漢の英靈、人物の生ずる所、載に郡國を光かす。故に郷人の學者、編みて之を記す。圈稱『陳留耆舊』、周斐『汝南先賢』、陳壽『益部耆舊』、虞預『會稽典錄』の若きは、此を之郡書と謂う者也。

(六) 高門華胄、奕世德を載せ、才子家を承け、父母を顯らむるを思う。是に由り其の先烈を紀し、厥の後來に貽る。揚雄『家牒』、殷敬『世傳』、孫氏『譜記』、陸宗『系歷』の若きは、此を之家史と謂う者也。

(七) 賢士貞女、類聚し區分し、百行途を殊にすと雖も、而して同じく善に歸す。則ち其の好む所を取りて、各おの之が爲に録する有り。劉向『列女』、梁鴻『逸民』、趙采『忠臣』、徐廣『孝子』の若きは、此を之別傳と謂う者也。

(八) 陰陽炭を爲し、造化工を爲し、形を流し象を賦し、何くにか育たざらん。其の怪物を求め、異聞を廣むる有り。祖台『志怪』、干寶『搜神』、劉義慶『幽明』、劉敬叔『異苑』の若きは、此を之雜記と謂う者也。

(九) 九州の土宇、萬國の山川、物産宜を殊にし、風化俗を異にす。如し各おの其の本國を志さば、以て此の一方を明かすに足る。盛弘之『荊州記』、常璩『華陽國志』、辛氏『三秦』、羅含『湘中』の若きは、此を之地理書と謂う者也。

(十) 帝王の桑梓、列聖の遺塵、經始の制、厥の所を恒とせず。苟しくも能く其の軌則を書かば、以て將來に龜鏡とすべし。潘岳『關中』、陸機『洛陽』、『三輔黃圖』、『建康宮殿』の若きは、此を之都邑簿と謂う者也。³¹⁾

十類それぞれにつき、たとえば偏記を「權に當時を記し、一代を終えざる有り」と説くような簡潔な説明を加えた上で、四つの例を舉げて、自己の分類を説明する。これが、まさしく劉知幾による史書の分類なのである。

この劉知幾の十分類に現れた四十の書名が、隋志史部のどこに位置するか、遼耀東は「『隋書・經籍志・史部』及其『雜傳類』的分析」にて、それをいちいち指摘している。これを参考にして、前節で觸れた『七錄』³²⁾記傳錄を加え、『七錄』・隋志史部・『史通』雜述篇の三者の分類が、どのように重なり合い、また重ならないのかを、表にした。便宜上、隋志を中心として他の二つを比較する。それぞれの目録の配列に従い、小類に番號を付した。

隋志	(一) 正史	七錄	(一) 國史	史通	雜述篇に該當なし。 ⁽³³⁾
隋志	(二) 古史	七錄	(一) 國史 ⁽³⁴⁾	史通	(一) 偏記、(三) 逸事
隋志	(三) 雜史	七錄	(一) 國史 ⁽³⁵⁾	史通	(一) 偏記、(三) 逸事、(二) 小錄
隋志	(四) 霸史	七錄	(七) 僞史	史通	(九) 地理書
隋志	(五) 起居注	七錄	(二) 注曆	史通	雜述篇に該當なし。
隋志	(六) 舊事	七錄	(三) 舊事	史通	(三) 逸事
隋志	(七) 職官	七錄	(四) 職官	史通	雜述篇に該當なし。
隋志	(八) 儀注	七錄	(五) 儀典	史通	雜述篇に該當なし。
隋志	(九) 刑法	七錄	(六) 法制	史通	雜述篇に該當なし。
隋志	(一〇) 雜傳	七錄	(八) 雜傳	史通	(二) 小錄、(五) 郡書、(六) 家史、(七) 別傳、(八) 雜記
隋志	(一一) 地理	七錄	(一〇) 土地	史通	(九) 地理書、(一〇) 都邑簿
隋志	(一二) 譜系	七錄	(一一) 譜狀	史通	雜述篇に該當なし。
隋志	(一三) 簿錄	七錄	(一二) 簿錄	史通	雜述篇に該當なし。
七錄	(九) 鬼神	隋志	史部に該當なし。 ⁽³⁶⁾	史通	雜述篇に該當なし。
史通	(四) 瑣言	七錄	記傳錄に該當なし。 ⁽³⁷⁾	隋志	史部に該當なし。 ⁽³⁸⁾

『史通』雜述篇の分類が、隋志の分類を覆っている部分も多く、中でも、あまりに雑多なもの含んでいる隋志の雜傳類について、劉知幾はより細かい分類を持っていたことが分かる。⁽³⁸⁾

一方で、隋志にあるが雜述篇にないのが、隋志の正史・起居注・職官・儀注・刑法・譜系・簿錄の諸類である。

正史は『史通』雜述篇の範圍にないので除くとして、起居注・職官・儀注・刑法・譜系・簿錄の六類が、雜述篇において取り扱われていないことを、いかに考えるべきか。遼耀東は「これらの類は正史の志書と密接な關連があり、正史の發展のもう一つの形式であるためである」という³⁹⁾。

「正史の志書と密接な關連がある」というのは確かであるが、なぜそれが雜述篇の史書分類から漏れているのかの説明としては、十分と言えない。私はこの問題について、劉知幾が史館に屬する史官の任にあったため、史官が取り扱う史書の範圍を超えなかったため、と考える。

すなわち唐朝において、史官の職務は國史・實錄の執筆であったが、史官がその内容のすべてを執筆したわけではなく、専門的な職掌に基づき六部尚書などが記録を擔當し、史館に送付したことが、『唐會要』卷六十三「諸司應送史館事例」から分かる。⁴⁾以下、列舉する。

「祥瑞」(禮部)、「天文の祥異」(太史)、「蕃國朝貢す」(鴻臚寺か)、「蕃戎の入る、及び來降す」(兵部)、「音を變改す、及び曲調を新造す」(太常寺)、「州縣の廢置、及び孝義の旌表」(戸部)、「法令の變改、斷獄の新議」(刑部)、「有年、饑に及ぶ、及びに水旱、蟲霜、風雹、及び地震、流水、泛溢」(戸部及び州縣)、「諸色の封建」(司府)、「京諸司長官、及び刺史・都督・都護・行軍大總管・副總管の除授」(文官は吏部、武官は兵部)、「刺史・縣令の善政・異跡」(本州)、「碩學異能・高人逸士・義夫節婦」(州縣)、「京諸司長官の薨卒す」(本司)、「刺史・都督・都護、及び行軍副大總管已下の薨ず」(本州・本軍)、「公主・百官の諡を定む」(太常寺か)、「諸王の來朝す」(宗正寺)。

この一覽に續けて、『唐會要』は「已上の事、並びに本條の所由に依り、有らば即ちに史館に勘報し、修めて國史に入る。如し史官事を訪知して史に入るに堪うる者有らば、前件と色同じからずと雖も、亦た直牒に任じて承牒の處を索めしめ、

即ちに狀勘に依り、竝びに一月内に限りて報ず」という。⁽⁴²⁾

この他にも、起居注は門下省の起居郎が擔當して季節ごとに史官に提出したことが、『舊唐書』職官志の記事から知られる。⁽⁴³⁾同様に、職掌の分擔が明白であつたものについては、わざわざ上記の『唐會要』『諸司應送史館事例』には書かれていない。

起居注は門下省、職官は吏部、儀注は禮部、刑法は刑部が、簿錄は秘書省が、それぞれ關連圖書を管理していたと考えられる。ただ譜系類の書物は、氏族を扱うものであるが、これを管轄していた役所が唐代にあつたか否かは不明である。このように、劉知幾が考えた正史と十類の「雜述」に基づく史學は、唐の史館に勤務する史官の活動實態に即していたため、秘閣の書物を分類する圖書分類が包括的であつたのとは差異が生じたものと考えられる。このことは、上述した遼耀東の議論と必ずしも矛盾するわけではなく、遼氏が簡単に指摘した「正史の發展のもう一つの形式」を唐制の側から述べたものと言えるかもしれない。

第四節 「雜述」諸書はなぜ必要か

劉知幾は、正史以外の書物を十に分類したことを前節にて述べた。しかし、これらの書物を利用するには注意が必要であるとも、彼は考えていた。そこに劉知幾の史家としての本領が示されている。彼は、まず「偏記」「小錄」については、「最も實錄爲り」と述べ「後生の作者の削棄の資」であると言った。

大抵 偏記・小錄の書は、皆な即日當時の事を記し、諸を國史に求むるに、最も實錄爲り。然るに皆な言は鄙朴多く、事は圓備すること罕にして、終に其の不刊たることを成し、永く來葉に播うることを能わず、徒だ後生の作者の削棄の

資爲るのみ。⁽⁴⁴⁾

このように「偏記」「小録」を語った後、それ以外の八類について、そのジャンルに屬する著作であるからこそ生じる、史料としての偏りに注意を促したのである。

(二) 逸事とは皆な前史の遺す所、後人の記す所にして、諸に異説を求むるに、益を爲すこと實に多し。妄者之を爲すに及びては、則ち苟^{かりそめ}に傳聞を載せて銓擇無く、是に由りて眞偽^{まが}別たず、是非相い亂る。郭子横の『洞冥』、王子年の『拾遺』の如きは、全く虚辭を構え、用いて愚俗を驚かす、此れ其の弊を爲すの甚しき者也。

(四) 瑣言なる者は、多く當時の辯對、流俗の嘲諢を載す。夫の樞機者をして藉りて舌端と爲し、談話者をして將いて口實と爲さ俾む。蔽者之を爲すに及びては、則ち詆訐相い戯れ、諸を祖宗に施すこと有り、褻狎なる鄙言、牀第自り出で、之を紀錄に昇し、用いて雅言と爲さざるは莫し、固より以て風規を益する無く、名教を傷くること有る者なり。

(五) 郡書なる者は、其の郷賢を矜^{ほこ}り、其の邦族を美^ほむ。本國に施さば、頗る流行を得るも、他方に置かば、愛異を聞くこと罕なり。其れ常璩の詳審たり、劉昫の該博たるが如きこと有るも、而して能く諸を不朽に傳え、來裔に美とせらるる者は、蓋し幾^{いくばく}も無きかな。

(六) 家史なる者は、事は惟だ三族のみ、言は止^ただ一門のみ、正に家室に行わるべきも、以て邦國に播^はくこと難し。且つ箕裘墮ちざれば、則ち其の録存すと雖も、苟しくも薪構已に亡ばば、則ち斯文亦た喪ぶ者なり。

(七) 別傳なる者は、胸臆より出でず、機杼に由るに非ず、徒だ前史を博採するを以て、聚めて書を成す、其れ以て新言を足し、之を別説に加うること有る者は、蓋し十の一に過ぎざる而已。寡聞末學の流の如きは、則ち深く嘉尚する所なるも、探幽索隱の士に至りては、則ち材を取る所無し。

(八) 雜記なる者は、神仙の道を論ずるが若きは、則ち服食鍊氣して、以て壽を益し年を延ばすべく、魑魅の途を語りては、則ち福善禍淫、以て惡を懲らし善を勸む、斯れ則ち可なり。謬者之を爲すに及びては、則ち苟に怪異を談り、務めて妖邪を述べ、諸に弘益を求むるも、其の義は取る無し。

(九) 地理書なる者は、朱贛の採る所、九州に浹あまなく、闕駟の書く所、四國を殫つくすが若きは、斯れ則ち言は皆な雅正にして、事は偏黨無き者なり。其れ此に異なる有る者は、則ち人は自ら以て樂土と爲し、家は自ら以て名都と爲し、競いて居る所を美め、談は其の實に過ぐ。又た城池舊跡、山水得名、皆な諸を委巷に傳え、用いて故實を爲す、鄙しきかな。

(十) 都邑簿なる者は、宮闕陵廟、街塵郭邑、其の規模を辨じ、其の制度を明かすが如きは、斯れ則ち可なり。愚者之を爲すに及びては、則ち煩にして且つ濫、博にして限り無し、懷棟を論ぜば則ち尺寸皆な書き、草木を記さば則ち根株必ず數え、務めて詳審たるを求め、此を持ちて能と爲し、遂に學者をして之を觀るも贅亂わづらにして紀め難から使むる也。⁽⁴⁵⁾

これらは、すべて十種の史書の長所と短所とを指摘したものである。たとえば「逸事」について見ると、「諸に異説を求むるに、益を爲すこと實に多し」と長所を言う。次いで「妄者之を爲すに及びては、則ち苟かりそめに傳聞を載せて銓擇無く、是に由りて眞僞別わかたず、是非相い亂る」と短所を言う。

第一節において前述したとおり、これは、司馬談「六家之要指」、そして劉歆『七略』に示された諸子評價の言説に則つたものである。春秋戰國時代、諸子百家と彼らの書物とが陸續と登場し、それらに對する評價が求められたが、それと同様、魏晉以來、多くの體裁を持つ史書が新たに登場し、評價が必要となっていた。『隋書』經籍志においては、上述のとおり、「源」を探ることに集中しており、評價にまで踏み込んではいない。そこで劉知幾は、謬自に史書を分類した上で、初

めて評價をしたわけである。それも、ただ個別の史書の良し悪しを評價したのではなく、さまざまな史書のジャンルを分けて、それを単位として評價を下したのである。史官として、史料の選擇こそが重要と考えたからこそ、評價が可能となったといえよう。

隋志史部の各小序と比較すると、『史通』雜述篇の「源流」追究は確かに弱い。『神農本草經』などの古書を挙げ、「其の従りて來たる所、尙しきかな」と、源の存在を確認したに過ぎない。劉知幾は、その方向へではなく、史書のジャンルごとの評價へと進んだのである。

司馬談においては、自らが従うべき道を模索する中で、六家が検討され、そして道德家が選ばれた。しかも他の五家は、道德家を補佐するものと位置づけられた。整理のための整理、分類のための分類とは一線を劃した、彼自身の思想の問題であった。それゆえ、諸子の得失を評價せざるを得なかったのである。

劉知幾にあつては、正史こそが選ばれ、それを補佐する十類の史書が論評された。史官の任にありながら、國史の編纂につまづいた劉知幾は、「仕伍に名を策し、罪を朝列に待ちて自り、三たび史官と爲り、再び東觀に入るに、竟に國典を勒成し、彼の後來に貽ること能わざる者は、何ぞや」と自問し、そして國史ではなく、「載削の餘暇を以て、史篇を商榷し、筆を下して休まず、遂に筐篋に盈つ⁽⁴⁷⁾」とみずから評する『史通』を完成させた。人一倍強く理想の國史の執筆を願ったその彼にとって、さまざまなジャンルの史書の分類は、整理のための整理、分類のための分類ではなかった。司馬談、そして劉歆が示した、長所と短所の指摘による書物と學問の論評を、劉知幾は選んだ。これが『史通』雜述篇にこめられた、劉知幾の史書分類思想の根幹にあると言えよう。

以上のとおり、十類を論じた後、劉知幾は「是に於て茲の十品を考え、彼の百家に徴せば、則ち史の雜名、其の流此に盡けり」と言い、史書がこれで網羅されたと宣言し、さらに「其の間の得失紛糅たり、善惡相い兼ねるに至りては、既

に觀縷を爲すこと難し、故に粗ば梗概を陳ぶ」とことばを繼ぐ。これら十類の史書は、「得失 紛糅たり、善惡 相い兼ねる」ものであるがゆえに、正史を執筆する者による選擇こそが重要となる。雜述篇の末に「學者は博く聞き、蓋し之を擇ぶに在る而已」というのがそれである。そして、この「擇」を詳述したのが、内篇の第十五、採撰篇であった。

むすび

吉川幸次郎は、「支那に於ける古代尊重の思想」において次のように言った。⁴⁸⁾

許慎の「説文」が詩の「毛傳」の説を用いて、「古故也」と訓ずるのに對し、清の段玉裁が、「故」とは事物の原理、「所以然」であるとし、「所以然」は全部古代に具備していると注するのは（按故者凡事之所以然、而所以然皆備於古、故曰古故也）、これも許慎の意を得ているかどうかは別問題として、支那人の思想を巧みに表白したものといわねばならぬ。

『史通』書志篇に、「夫れ刑法・禮樂・風土・山川、諸を文籍に求むるに、「三禮」に出づ。班・馬、史を著すに及び、別に書・志を裁つ。其の記する所を考うるに、多く「禮經」に效う」とある。⁴⁹⁾これに對し、張舜徽は次のように論ずる。

諸史書志の作、知幾は「三禮」に出づ」と謂い、鄭樵は『爾雅』に出づ」と謂い、章學誠は「官禮の遺爲り」と謂うも、而して其の實は皆な非也。……。如し上のかた厥の源を遡らんと欲さば、實に『尚書』に濫觴する也。

中國の傳統を貫く知識人の思惟は、「源」を追うことを決して止めはしない。張舜徽のこの一言から、それがいかに根深いものであるかを見て取ることができよう。『史記』の八書は、それまでにない新しいものである、と指摘して議論が終わることはあり得ない。

何事にも源を求め、そこから今に至る流れを考えるこの思想は、私にとって、まことに興味深い。本論において述べた、

魏晉以來、大量に世に問われた史書を十三のジャンルに分ち、それぞれの「源流」を求めた『隋書』經籍志の探究心は、「源流」指向の典型とも言える。

劉知幾も、この「源流」を探究する思考習慣の埒内にあったこと、言うまでもない。しかしながら、劉知幾はそこから一步を踏み出し得た。彼は良き正史を執筆するためには、正史のみを學ぶのではなく、「博聞」「多識」が不可欠であると考え、雜述篇の末尾にこう書いた。

學者は博く舊事を聞き、多く其の物を識る有り。若し別錄を窺わず、異書を討ねず、専ら周・孔の章句を治め、直だ遷・固の紀傳を守らば、亦た何ぞ自ら此を致すこと能わんや。⁽⁵⁰⁾

『史通』雜述篇において示された、史書の十分類は、この意識のもとに考案されたものであり、しかも十のジャンルそれぞれにつき、詳しくその得失が検討された。ここに「源流」追究を超え、司馬談「六家之要指」の精神が再現されたこと、本論にて見たとおりである。

注

- (1) 『校讎通義』自序に「校讎之義、蓋自劉向父子部次條別、將以辨章學術、考鏡源流、非深明於道術精微、群言得失之故者、不足與此」とある。
- (2) 戸川芳郎「四部分類と史籍」(『東方學』第八十四輯、一九九二年)、井上進「四部分類の成立」(『名古屋大學文學部研究論集(史學)』第四十五號、一九九九年)など。
- (3) 隋志の大序に「魏祕書郎鄭默、始制中經、祕書監荀勗、又因中經、更著『新簿』、分爲四部、總括群書。一曰甲部、紀六藝及小學等書。二曰乙部、有古諸子家、近世子家、兵書、兵家、術數。三曰丙部、有史記、舊事、皇覽簿、雜事。四曰丁部、有詩賦、圖譜、汲冢書。大凡四部合
- (4) 二萬九千九百四十五卷」とある。ただし、注【二】に挙げた井上氏の論文では、魏の鄭默の目録がすでに四部に分けており、荀勗はそれに従ったもの、と理解する。
- (5) 内藤湖南「支那目録學」、『内藤湖南全集』第十二卷、筑摩書房、一九七〇年、所收。
- (6) 鄭鶴聲編『中國史部目録學』(商務印書館、一九三〇年)。
- (7) 陳秉才・王錦貴『中國歷史書籍目録學』(書目文獻出版社、一九八四年)。
- (8) 『中國歷史書籍目録學』に「清代以前能不拘正統史籍分類方法的、僅有劉知幾・章學誠二人。劉氏雖未撰寫過史籍目録、但是他曾提出了史籍

(8) 分類的一些設想、他認為、除正史・編年以外、還應分十類」(六〇頁)。
邊耀東『魏晉史學的思想與社會基礎』(東大圖書、二〇〇〇年)。

(9) 「支那目錄學」に「劉の考へでは、儒學を中心にし、六藝を中心にするのは獨斷ではなく、すべての書籍を歴史的に見るところから來てゐる。即ちもろもろの書籍の中で、六藝の書のみは、古のものをそのまま傳へてゐるので、歴史的に考へて誤りなく、手を入れずに傳へられてゐるが、九流の書は、各の説を主張する爲めに、その材料を誇張變形して傳へてゐる。但し六藝の書に失はれたことも、九流の書に残つてゐるものがあるから、この點を取れば役に立つといふ意見である」といふ。

(10) 孫德謙『劉向校讎學纂微』敘源流篇は、源流を追う思想は、『莊子』天下篇に兆し、それが劉向により、學術全般に及ぼされたと考え、次のように言っている、『莊子』天下篇於老子諸家敘其源流、言之詳備矣。篇中所云「古之道術有在於是者。墨翟・禽滑釐聞其風而說之」、凡其爲是說也。蓋莊子雖爲道家、而於古今學術、無不洞悉乎源流。太史公作本傳、所以稱「其學無所不窺」也。乃向之校讎祕書、其敘述源流也、如曰「儒家者流、出於司徒之官」、「道家者流、出於史官」、諸如此類、百家流派、皆能探源而立論、豈不善哉。

(11) 『漢書』藝文志の大序・小序は、ほとんどすべて劉歆『七略』輯略からの引用であると考えられている。余嘉錫『目錄學發微』(巴蜀書社、一九九一年)、參照。

(12) 原文「道家者流、蓋出於史官。歷記成敗存亡禍福古今之道、然後知秉要執本、清虛以自守、卑弱以自持、此君人南面之術也。合於堯之克攘、易之謙謙、一謙而四益、此其所長也。及放者爲之、則欲絕去禮學、兼棄仁義、曰獨任清虛可以爲治」。

(13) 『史記』卷一百三十、太史公自序、「六家之要指」に「嘗竊觀陰陽之術、大祥而衆忌諱、使人拘而多所畏、然其序四時之大順、不可失也。儒者博而寡要、勞而少功、是以其事難盡從。然其序君臣父子之禮、列夫婦

長幼之別、不可易也」などと、陰陽・儒・墨・名・法の五家について、短所と長所とを指摘する(司馬談は道德家を信奉したので、道德家に對する短所の指摘はない)。

(14) 吉川幸次郎『支那に於ける古代尊重の思想』(『吉川幸次郎全集』卷二、筑摩書房、一九七三年、所收。初出は『支那學』本田小島二博士還曆記念號、一九四二年)。

(15) 原文「古人學問、各守專門、其著述具有源流、易於配隸。六朝以後、作者漸出新裁、體例多由創造、古來舊目、遂不能該」。

(16) 『四庫全書總目提要』史部一、正史類一「隋書提要」に「惟經籍志編次無法、述經學源流、每多舛誤。如以『尚書』二十八篇爲伏生口傳、而不知伏生自有書教齊魯間。以『詩序』爲衛宏所潤益、而不知傳自毛亨。以『小戴禮記』有『月令』『明堂位』『樂記』三篇爲馬融所增益、而不知劉向『別錄』『禮記』已載此三篇。在十志中爲最下。然後漢以後之藝文、惟藉是以考見源流、辨別真偽、亦不以小疵爲病矣」とある。

(17) 原文「夫史官者、必求博聞強識、疏通知遠之士、使居其位、百官衆職、咸所貳焉。是故前言往行、無不識也、天文地理、無不察也、人事之紀、無不達也。內掌八柄、以詔王治、外執六典、以逆官政。書美以彰善、記惡以垂戒、範圍神化、昭明令德、窮聖人之至蹟、詳一代之盛衰」。

(18) この部分、通行の阮元本では「王之八枋之灋」と作るが、『經典釋文』に「柄、本又作枋、兵柄反」とあるので、隋志の基づいた『周禮』も『經典釋文』依據本と同様、「八柄」に作っていたことが分かる。

(19) この小序では、「八柄」「六典」と對を整えるために、「内史」「大史」が引かれているだけで、史部の源流としては、同じ『周禮』春官に列せられる「小史」「小史掌邦國之志、奠繫世、辨昭穆」、「外史」「外史掌書外令、掌四方之志、掌三皇五帝之書、掌達書名于四方」も、あわせて考慮されたと想像される。

(20) 原文「自史官廢絕久矣、漢氏頗循其舊、班・馬因之。魏晉已來、其道逾替。……於是尸素之儔、吁衡延閣之上、立言之士、揮翰蓬萊之下」。

一代之記、至數十家、傳說不同、聞見舛駁、理失中庸、辭乖體要。致令允恭之德、有闕於典墳、忠肅之才、不傳於簡策。斯所以爲蔽也。班固以『史記』附『春秋』、今開其事類、凡十三種、別爲史部」。

(21)

姚振宗『隋書經籍志考證』によると、以下の各類は、さらに細かく分類できる。「雜史」(類中分類凡二)、「職官」(類中分類凡三)、「儀注」(類中分類凡三)、「刑法」(類中分類凡二)、「雜傳」(類中分類凡十五)、「地理」(類中分類凡三)、「譜系」(類中分類凡四)。

(22)

原文「自史官放絕、作者相承、皆以班・馬爲準。起漢獻帝、雅好典籍、以班固『漢書』文繁難省、命潁川荀悅作『春秋』『左傳』之體、爲『漢紀』三十篇。言約而事詳、辯論多美、大行於世」。

(23)

原文「至晉太康元年、汲郡人發魏襄王冢、得古竹簡書、字皆科斗。發冢者不以爲意、往往散亂。帝命中書監荀勗・令和嶠、撰次爲十五部、八十七卷。……『紀年』皆用夏正建寅之月爲歲首、起自夏・殷・周三代王事、無諸侯國別。唯特記晉國、起自殤叔、次文侯・昭侯、以至曲沃莊伯、盡晉國滅。獨記魏事、下至魏哀王、謂之『今王』。蓋魏國之史記也。其著書皆編年相次、文意大似『春秋經』。諸所記事、多與『春秋』『左氏』扶同。學者因之、以爲『春秋』則古史記之正法、有所著述、多依『春秋』之體。今依其世代、編而敘之、以見作者之別、謂之古史」。

(24)

原文「起居注者、錄紀人君言行動止之事。『春秋傳』曰『君舉必書。書而不法、後嗣何觀。』周官、內史掌王之命、遂書其副而藏之、是其職也。漢武帝有禁中起居注、後漢明德馬后撰明帝起居注、然則漢時起居、似在宮中、爲女史之職。然皆零落、不可復知。今之存者、有漢獻帝及晉代已來起居注、皆近侍之臣所錄。晉時、又得汲冢書、有『穆天子傳』、體制與今起居正同、蓋周時內史所記王命之副也。近代已來、別有其職、事在『百官志』、今依其先後、編而次之」。

(25)

宇都宮清吉譯注『顏氏家訓』(平凡社、中國古典文學大系、一九六九年)、解說、に指摘がある。『北齊書』卷三七、文苑傳、顏之推傳に引く「觀我生賦」自注に「王司徒表送秘閣舊事八萬卷、乃詔「比校部分

爲正御、副御、重雜三本。左民尚書周弘正、黃門郎彭偃明、直省學士王珪、戴陵校經部、左僕射王褒、吏部尚書宗懷正、員外郎顏之推、直學士劉仁英校史部、廷尉卿殷不害、御史中丞王孝紀、中書郎鄧藎、金部郎中徐報校子部、右衛將軍庾信、中書郎王固、晉安王文學宗善業、直省學士周確校集部也」とある。

(26)

原文「劉・王並以衆史合于『春秋』。劉氏之世、史書甚寡、附見春秋、誠得其例、今衆家記傳、倍於經典、猶從此志、實爲繁無。且『七略』詩賦、不從六藝諸部、蓋由其書既多、所以別爲一略。今依擬斯例、分出衆史、序記傳錄爲內篇第二」。

(27)

注【四】の内藤湖南「支那目錄學」、及び注【八】の邊耀東『魏晉史學的思想與社會基礎』。

(28)

勝村哲也が「藝文類聚の條文構成と六朝目錄との關連性について」『東方學報』京都、第六二號、一九九〇年)において検討の端緒を示した、梁の華林苑の圖書配列がいっそう明らかになれば、新たな論點を付け加えることが可能であろう。

(29)

呂思勉『史通評』(商務印書館、一九三四年)「雜述第三十四」に「此篇乃劉氏所謂非正史者也。合此篇及六家篇觀之、可見劉氏史書分類之法」と言っているのは、正しい。

(30)

以下、『史通』の原文は、原則的に『史通通釋』本に依據し、諸家の校勘に基づいて改めた部分については明記する。原文「昔在『三墳』『五典』『春秋』『樞机』、即上代帝王之書、中古諸侯之記、行諸歷代以爲格言。其餘外傳、則神農嘗藥、厥有『本草』、夏禹敷土、實著『山經』、『世本』辨姓、著自周室、『家語』載言、傳諸孔氏。是知偏記小說、自成一家、而能與正史參行。其所從來、尚矣。爰及近古、斯道漸頽。史氏流別、殊途並鶩。權而爲論、其流有十焉。一曰偏記、二曰小錄、三曰逸事、四曰瑣言、五曰郡書、六曰家史、七曰別傳、八曰雜記、九曰地理書、十曰都邑簿」。

(31)

原文「夫皇王受命、有始有卒、作者著述、詳略難均。有權記當時、不

(33)

終一代。若陸賈『楚漢春秋』、樂資『山陽載記』、王韶『晉安』(安下原
有陸字依張振珮刪)紀、姚最『梁』(梁下原有昭字依盧文弼刪)後略、
此之謂偏記者也。普天率土、人物弘多、求其行事、罕能周悉。則有獨
舉所知、編爲短部。若戴逵『竹林名士』、王粲『漢末英雄』、蕭世誠(原
作「誠」、據程千帆而改)『懷舊志』、盧子行『知己傳』、此之謂小錄者
也。國史之任、記事記言、視聽不該、必有遺逸。於是好奇之士、補其
所亡。若和嶠『汲冢紀年』、葛洪『西京雜記』、顧協『瑣語』、謝綽『拾
遺』、此之謂逸事者也。街談巷議、時有可觀、小說厄言、猶賢於已。故
好事君子、無所棄諸。若劉義慶『世說』、裴榮期『語林』、孔思尚『語
錄』、陽玠松『談藪』、此之謂瑣言者也。汝穎奇士、江漢英靈、人物所
生、載光郡國。故鄉人學者、編而記之。若陶稱『陳留舊舊』、周斐『汝
南先賢』、陳壽『益部舊舊』、虞預『會稽典錄』、此之謂郡書者也。高門
華胄、奕世載德、才子承家、思顯父母。由是紀其先烈、貽厥後來。若
揚雄『家牒』、殷敬『世傳』、孫氏『譜記』、陸宗『系歷』、此之謂家史
者也。賢士貞女、類聚區分、雖百行殊途、而同歸於善。則有取其所好、
各爲之錄。若劉向『列女』、梁鴻『逸民』、趙采『忠臣』、徐廣『孝子』、
此之謂別傳者也。陰陽爲炭、造化爲工、流形賦象、于何不育。求其怪
物、有廣異聞。若祖台『志怪』、干寶『搜神』、劉義慶『幽明』、劉敬叔
『異苑』、此之謂雜記者也。九州土宇、萬國山川、物產殊宜、風化異俗。
如各志其本國、足以明此一方。若盛弘之『荊州記』、常璩『華陽國志』、
辛氏『三秦』、羅含『湘中』、此之謂地理書者也。帝王桑梓、列聖遺塵、
經始之制、不恒厥所。苟能書其軌則、可以龜鏡將來。若潘岳『關中』、
陸機『洛陽』、『三輔黃圖』、『建康宮殿』、此之謂都邑簿者也。雜述篇
の十分類の順に、訓讀文には括弧付きの番號を振った。

(32)

ただし邊氏の表には瑕疵が多い。たとえば『竹書紀年』は隋志では古
史類にあるのに、邊氏は雜史類としていたり、また、隋志に不著錄の
文獻を強いて分類してあることなど。わたくしに補正して用いた。
これは、『史通』六家篇・二體篇以下、十分に正史について述べ盡くし

(34)

たからであって、雜述篇にはあえて正史以外の諸史書を論じているた
めである。

(35)

注【四】に引く内藤湖南は「隋志に新たに出來たのは古史・雜史の二
つであるが、これはもと國史の中に入つてゐたのであらう」という。
同上。

(36)

注【四】に引く内藤湖南は「七錄にあつて隋志にないのは鬼神である
が、如何なる種類のものであるかは分らない」という。

(37)

『史通』に瑣言の類として挙げられたのは、劉義慶『世說』(小説家)、
裴榮期『語林』(小説家)、孔思尚『語錄』(未著錄、陽玠松『談藪』
(未著錄)の四種。前二者は、隋志子部小說家類に見える(『語林』は
「梁有」)。後二者は隋志に不著錄、『語錄』は舊唐志、史錄、雜史類に

(38)

「宋齊語錄」十卷、孔思尚撰」と見える。
ただし、これのみをもって隋志は粗、劉知幾は精と斷定することはで
きない。注【二十一】に示したとおり、隋志史部雜傳類は事實上、十

(39)

五の下位分類をもっているからである。
注【八】に引いた邊氏の書物の第二章「『隋書』・經籍志・史部」及其
『雜傳類』的分析に「因爲這些類目 and 正史的志書有密切的關聯、是正

(40)

史發展的另一个形式」という。
唐の史館については、『唐會要』卷六十三「史館移置」に「武德初、因
隋舊制隸秘書省著作局。貞觀三年閏十二月、移史館于門下省北、宰相

(41)

監修、自是著作局始罷史職。及大明宮初成、置史館於門下省之南。開
元十五年三月一日、官臣李林甫監史以中書地切樞密記事者、宜其附近
史官。諫議大夫尹愔遂奏移於中書省北、其地本尚藥局內藥院」とある
のが詳しい。

原文「祥瑞(禮部每季具錄送)。天文祥異(太史每季并所占候詳驗同
報)。蕃國朝貢(每使正遇臘、勘同土地風俗衣服貢獻道里遠近、并其主
名字報)。蕃戎入及來降(表狀中書錄狀報露布兵部錄報。軍運還日、軍
將具錄陷破城堡、傷殺吏人、掠奪畜產數)。變改音及新造曲調(太常寺

具所由及樂詞報」。州縣廢置及孝義旌表（戶部有即報）。法令變改、斷獄新議（刑部有即報）。有年及饑、并水旱・蟲霜・風雹、及地震・流水・泛溢（戶部及州縣、每有即勘其年月日及賑貸存恤同報）。諸色封建（司府勘報。襲封者、不在報限）。京諸司長官及刺史・都督・都護・行軍大總管・副總管除授（竝錄制詞。文官吏部送、武官兵部送）。刺史・縣令善政異跡（有灼然者、本州錄附考使送）。碩學異能・高人逸士・義夫節婦（州縣有此色、不限官品勘知的實。每年錄附考使送）。京諸司長官薨卒（本司責由歷狀跡送）。刺史・都督・都護及行軍副大總管已下薨（本州本軍責由歷狀、附便使送）。公主・百官定諡（考績錄行狀諡議同送）。諸王來朝（宗正寺勘報）。この『唐會要』の一段については、

Denis Twitchett "The Writing of Official History Under the 'Tang'", Cambridge University Press, 1992, に詳しく解説がある。

(42) 原文「已上事、竝依本條所由、有即勘報史館、修入國史。如史官訪知事有堪入史者、雖不與前件色同、亦任直牒索承牒之處、即依狀勘、竝限一月內報」。

(43) 『舊唐書』卷四十三、職官志一、門下省「起居郎掌起居注、錄天子之言動法度、以修記事之史。凡記事之制、以事繫日、以日繫月、以月繫時、以時繫年。必書其朔日甲乙、以紀曆數、典禮文物、以考制度、遷拜旌賞以勸善、誅伐黜免以懲惡。季終則授之國史焉」。

(44) 原文「大抵偏記・小錄之書、皆記即日當時之事、求諸國史、最為實錄。然皆言多鄙朴、事罕圓備、終不能成其不刊、永播來葉、徒為後生作者創藁之資焉」。

(45) 原文「逸事皆前史所遺、後人所記、求諸異說、為益實多。及妄者為之、則苟載傳聞而無銓擇、由是真偽不別、是非相亂。如郭子橫之『洞冥』、王子年之『拾遺』、全構虛辭、用驚愚俗、此其為弊之甚者也。瑣言者、多載當時辯對、流俗嘲謔。俾夫樞機者藉為舌端、談話者將為口實。及

蔽者為之、則有詆訐相戲、施諸祖宗、褻狎鄙言、出自牀第、莫不昇之紀錄、用為雅言、固以無益風規、有傷名教者矣。郡書者、矜其鄉賢、美其邦族。施於本國、頗得流行。置於他方、罕聞愛異。其有如常璩之詳審、劉昫之該博、而能傳諸不朽、見美來裔者、蓋無幾焉。家史者、事惟三族、言止一門、正可行於家室、難以播於邦國。且箕裘不墮、則其錄雖存、苟薪構已亡、則斯文亦喪者矣。別傳者、不出胸臆、非由機杼、徒以博採前史、聚而成書、其有足以新言、加之別說者、蓋不過十一而已。如寡聞未學之流、則深所嘉尚、至於探幽索隱之士、則無所取材。雜記者、若論神仙之道、則服食鍊氣、可以益壽延年、語魘魅之途、則福善禍淫、可以懲惡勸善、斯則可矣。及謬者為之、則苟談怪異、務述妖邪、求諸弘益、其義無取。地理書者、若朱贛所採、決於九州、闕

(46) 『史通』外篇、忤時篇に載せる蕭至忠にあてた手紙に、「自策名仕伍、

待罪朝列、三為史官、再入東觀、竟不能勒成國典、貽彼後來者、何哉」とある。

(47) 「史通序」に「以載削餘暇、商榷史篇、下筆不休、遂盈筐篋」とある。

(48) 注【十四】に引いた吉川論文。

(49) 張舜徽『史學三書平議』（中華書局、一九八三年）、所收の「史通平議」卷二、「書志」。

(50) 原文「學者有博聞舊事、多識其物。若不窺別錄、不討異書、專治周・孔之章句、直守遷・固之紀傳、亦何能自致於此乎」。